

# 仕 様 書

## 1 事業目的

障害者等からの相談に応じ、サービス等利用計画の作成及び連絡調整等を行う「相談支援専門員」と、事業所においてサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行う「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」（以下「サービス管理責任者等」という。）の育成は、障害者総合支援法第78条第2項により都道府県が行うこととされている地域生活支援事業に位置付けられており、その研修体系及び標準カリキュラムについては、それぞれ研修事業実施要綱が定められている。

相談支援専門員及びサービス管理責任者等の資質向上を図るため、専門コース別研修を実施する。

## 2 事業内容

### (1) 実施する研修

実施する研修は次のとおりとする。

ア 相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（最終改正：令和7年3月24日障発0331第10号）別紙）別表3の研修

イ サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（最終改正：令和5年6月30日障発0331第10号）別紙）別表4及び別表8の研修

### (2) 実施時期

令和8年4月から令和9年3月までの間とする。

### (3) 研修対象者

(1) アについては、原則として、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事する相談支援専門員であって、一定の経験を有する者とする。ただし、研修の内容に応じて、市町村職員や医療機関のケースワーカー、その他連携が必要な者を追加することを妨げない。

(2) イについては、原則として、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者とする。ただし、障害福祉サービス事業所等の職員を追加しても差し支えない。

### (4) 研修の定員

1回あたり50名程度とする。

なお、(1) イの研修は、(1) アの「1. 障害児支援」、「6. 意思決定支援」及び「7. 就労支援」と研修カリキュラムが共通の内容であることから、合同で開催して差し支えない。その場合の1回あたりの定員は100名程度とすること。また、合同

で開催する場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者等の定員は同数とするが、一方の申込者が定員を下回った場合は、他方について定員を超えて受講決定して差し支えない。

(5) 研修テキスト

研修に用いるテキストを作成するものとし、作成したテキストのデータや原稿等は県に納品するものとする。

その帰属は県とし、県又は県が承認した法人等が実施する研修で使用することに対し、異議を申し立てないものとする。

(6) 受講者の募集

研修の案内チラシを作成し、指定相談支援事業者や障害福祉サービス事業所等へ配付するとともに、市町村に電子媒体を配布し、周知を図るものとする。

(7) 研修企画委員会の設置

(1) の研修の企画・運営を行うため、研修企画委員会を設置し、カリキュラム、テーマの策定、講師の人選及びテキストの検討等を行う。

なお、研修企画委員会の委員は、愛知県相談支援従事者研修の主任講師、愛知県サービス管理責任者等研修の主任講師、愛知県相談支援地域アドバイザー、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所の管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の中から適任者に委嘱するものとする。

(8) 特記事項

ア 研修の内容は、原則として厚生労働省が定める標準カリキュラムと同等以上のものとするが、「愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン」や愛知県自立支援協議会人材育成部会の意見、障害当事者や事業所等のニーズ等を踏まえ、研修企画委員会で検討し、県に相談した上で変更することを妨げない。

また、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修（専門コース別研修）に職員等を派遣し、研修の企画に反映させること。

イ 権利擁護・成年後見制度の研修については、愛知県が別に行う障害者虐待防止・権利擁護研修（相談窓口職員）や成年後見制度利用推進研修と連携を取りながら実施すること。

ウ 意思決定支援の研修については、サービス管理責任者等との連携を考慮した研修内容とするため、関係団体と連携を取りながら実施すること。